

●香川県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年9月16日から同年10月7日まで一般の縦覧に供する。

平成26年9月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 高松港栗林公園線（160号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|------------------------|------------|-----------------|---------------|---------------------------------|
| 高松市藤塚町3丁目162番1 地先から | 前 | 24.8~27.6 | 46 | 平成9年香川県告示第 67号で変更した区域の 一部 |
| 高松市藤塚町3丁目161番2 地先まで | 後 | 24.8~27.6 | 46 | |

- 4 供用開始の期日 平成26年9月16日